

## 令和7年度第5回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和7年8月12日（火） 開会 農地利用最適化推進会議終了後から

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### （1）出席委員 12名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慶人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	

#### （2）欠席委員 0名

#### （3）出席農地利用最適化推進委員 0名

### 4. 委員会に附した議案

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

### 5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第5回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、10番の神谷委員、2番の田中委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和7年8月12日提出 岡垣町農業委員会会長俵口和義。今回1件の申請が出されております。1ページの表をご覧ください。申請地は1筆で場所は大字手野字餅田273番1、地目は田、面積は2005m<sup>2</sup>、農振区分は農振青地、目的は所有権の移転です。場所は2ページに載せている通り、手野の集落と新松原の集落の間の農地の一部の田んぼとなっております。本案件につきましては、現時点で譲受人が既に耕作をしている農地となっております。申請地の箇所を含めて水稻栽培をされており、申請地を引き続き耕作をするため取得をしたいとの許可申請となっております。それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。第1号農地の全部効率利用については譲受人は所有地及び借入地で水稻や果樹の作付をしております。農作業従事の状況と所有する機械の状況から見て不許可には該当しないとしております。第4号 農作業常時従事については譲受人が耕作に必要な日数について農作業に従事することが見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第5号 転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので、不許可には該当しないとしております。第6号 地域との調和については農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないため、不許可には該当しないとしております。説明については以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありました、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、意見・質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。それでは、続きましてその他の項に入りたいと思います。事務局説明をお願い致します。

## 【その他の項】

### 1. 全国農業新聞について

別紙参照

### 2. 次回の日程について

- ・日 時：9月9日から12日のいずれか 午後2時から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第5回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---